

議案第四十三号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十年東京都告示第八百九十九号）」を「（平成二十七年東京都告示第百九十八号）」に改め、同表に次のように加える。

田町駅東口北地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された田町駅東口北地区地区計画（平成二十六年東京都告示第千三百六十七号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門三・四丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門三・四丁目地区地区計画（平成二十七年港区告示第八十三号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門二丁目 <sup>10</sup> 地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門二丁目 <sup>10</sup> 地区地区計画（平成二十七年港区告示第百四号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項を次のように改める。



区街区	一(三)街区を除く。	三(一)街区	三街区
	風営法第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物	一 建築物の地上二階部分を次に掲げる用途に供する建築物(エントランス、廊下、階段、管理諸室等)の共用部分及び自動車庫等(四)(三)(二)の他用途上やむを得ない部分を除く。 (四)(三)(二)の他これに類するもの (一) 飲食店、売業を営む店舗、展示場、その他これに類するもの (二) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 一 風営法第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物	
		二百五十平方メートル	
保するためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。	保するためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び歩行者の歩行の確保を確保するために必要な庇その他これに類するものに並びに壁面緑化のための施設を除く。	保するためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。
保するためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。	保するためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び歩行者の歩行の確保を確保するために必要な庇その他これに類するものに並びに壁面緑化のための施設を除く。	保のためには、必要に応じて、他の建築物の壁面に、壁面緑化の施設を設ける。

別表第二に次のように加える。

<p>計区地東田 画整区口町 備地北北駅</p>	<p>Ⅰ 街 区</p>	<p>一 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 二 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>					<p>計壁画面に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他この用途に供する建築物並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるための庇その他これに類する建築物の部分を除く。</p>	<p>よる。</p>				
	<p>区 公 園 街</p>	<p>あすまや、公衆便所その他これらに類する公園施設以外の建築物</p>					<p>計壁画面に示す壁面の位置の数値</p>					
<p>区 街 区 Ⅰ</p>	<p>一 法別表第二(ウ)項に掲げる建築物 二 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 三 建築物面積が五十平方メートル未満の建築物(巡査派出所その他これに類する公益上必要な建築物の場合を除く。)</p>	<p>二十分の八</p>	<p>十分の十</p>	<p>十分の八</p>	<p>平方五百</p>	<p>メートル。ただし、この派出所巡査の上益に類する建築物を除く。</p>	<p>計壁画面に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他この用途に供する建築物並びに歩行者の快適性及び安全性</p>	<p>四メートル。建築物の高さはT.P.の高さによる。</p>				



